

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農産局技術普及課）

項目名	農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置					
税目	登録免許税（措法80）					
要望の内容	<p>農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>【措置の概要】 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業に必要な資産の譲渡等の事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p>					
	租税特別措置法第80条第4項	措置の内容	通常 の税率 ①	特例 の税率 ②	軽減割合 ①－②	
	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
		（資本金が増加する場合の合併）	0.7%	0.35%	0.35%	
	3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	
	4号	不動産所有権の取得	土地	2.0% ^(※)	1.6%	0.4%
			建物	2.0%	1.6%	0.4%
	5号	合併時	0.4%	0.2%	0.2%	
	6号	分割時	2.0%	0.4%	1.6%	
<p>（※）租税特別措置法第72条第1項の規定に基づき、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、軽減措置として1.5%が適用される。 （適用期限：令和5年3月31日まで）</p>						
			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲3,000 百万円） （ — 百万円）		

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。

このため、平成 28 年 11 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成 29 年 5 月 19 日に可決・成立し、同年 8 月 1 日より施行された。

農業競争力強化支援法第 16 条第 2 項において、「政府は、おおむね 5 年ごとに、（中略）良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね 2 年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する省令改正を令和 2 年 4 月 1 日に施行した。

本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、農業競争力強化支援法による事業再編等に関する計画認定制度が施行されたことに伴い、同制度の利用を通じた業界再編を後押しする観点から、認定を受けた計画に基づく設備等の取得に際し、その後のキャッシュフローの改善に資するため、取得設備等について割増償却を認めるものである。ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、生産資材や燃料の価格が上昇しており、先行きも不透明であることから、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることにより我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。

「農業競争力強化支援法」（抜粋）

（平成 29 年 5 月 19 日法律第 35 号）

第 1 条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

		<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定） 第3章 内外の環境変化への対応 (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 1－① 新たな価値の創出による需要の開拓 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。 事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の低減を図る。また、農産物流通・加工業界の事業再編を促進することにより効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引を確保させる。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。</p>

	政策目標の達成状況	<p>農業競争力強化支援法の認定計画のうち、現時点で終了した計画は2件あり、飲食料品の製造事業者においては、会社分割に併せてラインの増加等の設備投資を行い、生産体制の強化を図り、原材料となる国産農産物の調達量を増加。また、飲食料品の製造事業者においては、グループ工場を分割承継、製造ラインを新設し、農業者との直接取引を増加させることで農業者の販売機会の拡大等、農業者の販売機会の拡大等に寄与したところ。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用件数】 令和4年度 16件 令和5年度 14件</p> <p>【減収額】 令和4年度 107.5百万円 令和5年度 87.8百万円 (※農林水産省推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業競争力強化支援法の認定を受けた計画のうち、約半数の計画で登録免許税の軽減措置が活用されることとなっており、平成30年度に活用した事業者からは、「計画どおり増資による資金調達ができ、目標達成に向けた生産性向上が図れる見込み。」との報告を受けている。 事業再編等により経営資源を成長性・収益性が見込まれる事業に集中させていくことで、競争力の強化や生産性の向上が期待されるため、本特例措置を講ずることで、これら取組を促進する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず、適用件数は少ないものの、本特例措置により、合併や分割等といった事業再編の取組等に要する費用を軽減し、こうした取組を促して生産性の向上を図ることは、我が国農業の競争力の強化のための特例措置として妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>【適用件数】 令和元年度 4件（27件） 令和2年度 0件（26件） 令和3年度 8件（26件） 【減収額】 令和元年度 9.0百万円（94.2百万円） 令和2年度 0.0百万円（106.8百万円） 令和3年度 28.1百万円（106.8百万円）</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>-</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、合併や会社分割などの事業構造の変更にかかる取引コストを軽減しつつ、農業生産関連事業者の経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を支援していくことは、農業の競争力の強化のために有効な手段である。</p> <p>農業競争力強化支援法の計画申請があったものの約半数で本特例措置が活用されることとなっており、事業再編のための有効な措置として機能している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編を促進することにより、農業者による農業の競争力強化の取組を支援する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>① 飲食料品の製造事業者において、会社分割に併せてラインの増加等の設備投資を行い、生産体制の強化を図り、原材料となる国産農産物の調達量を増加させることにより、農業者の販売機会の拡大等</p> <p>② 飲食料品の製造業者において、グループ工場を分割承継、製造ラインを新設し、農業者との直接取引を増加させることで農業者の販売機会の拡大等に寄与した。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 創設 平成31年度 2年間延長 令和2年度 対象業種に「農業資材（肥料、農薬、配合飼料、農業機械）の卸売・小売事業」を追加 令和3年度 2年間延長</p>	